



東海市

Tokai City



ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい

令和7年（2025年）9月25日

東海市記者発表資料

## 東海市議会におけるハラスメント対策始まる ハラスメント防止対策指針を新たに制定し、相談窓口を新設

令和7年（2025年）9月17日の本会議でハラスメント行為の禁止を明文化するため議会基本条例が改正されました。9月25日の公布に併せ、禁止されるハラスメント類型、ハラスメント対応責任者等を加え、政治倫理要綱を改正するほか、具体的なハラスメント対策を盛り込んだハラスメント防止対策指針を制定しました。

主なハラスメント対策は以下のとおりです。

### ■主なハラスメント対策

#### 1 ハラスメントに関する定期的な研修の受講と勉強会の開催

議員任期における1年目と3年目に全議員向けのハラスメント防止対策研修を、外部講師を招き実施する。また、適宜、勉強会を開催し、全国のハラスメント事案等から学ぶ機会を設ける。

#### 2 ハラスメント相談窓口の設置

議会事務局に相談窓口を設置し、電話及びメールによりハラスメントに関する相談を受け付ける。

#### 3 継続的なハラスメント対策の実施主体の設置

議会運営委員会内にハラスメント防止対策プロジェクトチームを設置し、継続的にハラスメント対策等を協議するとともに、ハラスメント研修及び勉強会の企画・運営を行う。

#### 4 執行部への情報提供依頼

議長から市長あてに依頼文を発出し、「議員からの働きかけによって日常業務に支障を来たすようなハラスメントが疑われる事案」に関し、定期的に情報提供を依頼する。

問合せ	議会事務局議事課 担当：坂（ばん）、長谷川（はせがわ） 052-613-7880、0562-38-6455
-----	---